

インフルエンザに関する個別予防接種推進指針 について

特定感染症予防指針と予防接種推進指針の関係

- 個別予防接種推進指針は、特定感染症予防指針と一体のものとして定める必要があるところ、今般、インフルエンザに関してこれらの指針を兼ねていた「インフルエンザに関する特定感染症予防指針」を廃止し、インフルエンザも含む急性呼吸器感染症一般に関するより広範な「急性呼吸器感染症に関する特定感染症予防指針」（ARI指針）を策定する。
- そのため、インフルエンザの個別予防接種推進指針は、ARI指針の中に包含される形となる。

予防接種法「個別予防接種推進指針」

- 当該疾病ごとに当該疾病に応じた予防接種の推進を図るための指針。
 - ①当該疾病に係る予防接種の意義、有効性及び安全性に関する事項
 - ②当該疾病に係る予防接種に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - ③当該疾病に係る予防接種の適正な実施のための方策に関する事項
 - ④当該疾病に係る予防接種の研究開発の推進及びワクチンの供給の確保に関する事項
 - ⑤その他当該疾病に係る予防接種の推進に関する重要事項
- 対象疾病：麻疹、風疹、結核及びインフルエンザ
- 特定感染症予防指針と一体のものとして定める。

感染症法「特定感染症予防指針」

- 当該感染症に係る原因の究明、発生の予防及びまん延の防止、医療の提供、研究開発の推進、国際的な連携その他当該感染症に応じた予防の総合的な推進を図るための指針。
- 対象疾病（急性呼吸器感染症関係に限るもの）

R7.3.31まで インフルエンザ

R7.4.1以降 RSウイルス感染症、咽頭結膜炎、インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、オウム病、急性呼吸器感染症、クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、新型コロナウイルス感染症、百日咳、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、レジオネラ症

インフルエンザの 個別予防接種推進指針

一体のものとして定める

現行→廃止

インフルエンザに関する
特定感染症予防指針
(インフル)

新たに策定

急性呼吸器感染症に関する
特定感染症予防指針
(インフル+その他のARI)

	【新】 急性呼吸器感染症に関する特定感染症予防指針	【旧（現行）】 インフルエンザに関する特定感染症予防指針
第一 原因究明	一、基本的考え方 二、発生動向の調査の強化 三、発生動向の調査の結果の公開及び提供の強化 四、国際的な発生動向の把握	一、基本的考え方 二、発生動向の調査の強化 三、発生動向の調査の結果の公開及び提供の強化 四、国際的な発生動向の把握
第二 発生の予防及びまん延の防止	一、基本的考え方 二、集団感染の発生の防止及び対応の強化 三、一般的な予防方法の普及 四、一般向け情報提供体制及び相談機能の強化	一、基本的考え方 二、予防接種の推進 三、予防接種以外の一般的な予防方法の普及 四、施設内感染の防止 五、一般向け情報提供体制及び相談機能の強化
第三 医療の提供	一、基本的考え方 二、情報発信の強化 三、流行が拡大した場合の対応の強化	一、基本的考え方 二、医療機関向け学術情報の発信強化 三、流行が拡大した場合の対応の強化 四、施設における発生事例への対応の強化 五、インフルエンザワクチン等の供給
第四 研究開発の推進	一、基本的考え方 二、治療薬等の研究開発 三、疫学研究の推進 四、研究機関の連携体制の整備 五、研究評価の充実	一、基本的考え方 二、インフルエンザワクチン等の研究開発 三、疫学研究の推進 四、研究機関の連携体制の整備 五、研究評価の充実
第五 国際的な連携	一、基本的考え方 二、国際機関との連携強化 三、諸外国との協力体制の整備	一、基本的考え方 二、国際機関との連携強化 三、先進国相互間の協力体制の整備 四、開発途上国への協力
第六 関係機関との連携の強化等	一、基本的考え方 二、保健所及び地方衛生研究所等の機能強化 三、感染症対策物資に係る供給体制の整備等 四、専門家会合の開催 五、本指針の進捗状況の評価及び展開	一、基本的考え方 二、保健所及び地方衛生研究所の機能強化 三、専門家会合の開催 四、本指針の進捗状況の評価及び展開
第七 その他感染症に応じた対応	一、インフルエンザ 1 予防接種の推進 2 インフルエンザワクチン等の供給 3 インフルエンザワクチン等の研究開発 二、新型コロナウイルス感染症	(新設) (新設)

いただいた主なご意見

○ 前回（9/5）の予防接種基本方針部会でいただいた主なご意見

第二の四にリスクコミュニケーションのことが書かれており、内容を見ると、主に感染症に関してリスクコミュニケーションのことが書いているが、ワクチンについても、これから新しいモダリティのワクチンが出てきたときには様々な意見が出てくると思うので、リスクコミュニケーションに関して追記したほうがいいのではないか。

インフルエンザに関する特定感染症予防指針には、予防接種の推進という項目と予防接種以外の一般的な予防方法の普及という2つの項目があったところ、新しい指針では、一般的な予防方法の普及という項目のみになり、手指衛生や、咳のエチケットと並んで予防接種が記載されている。第七のインフルエンザの①で予防接種に関する記載が出てくるが、一般的な記載のところで予防接種という項目自体がなくなってしまうのは問題ないのか。手指衛生とかと肩を並べて一般的な予防方法に吸収されるということで、位置づけの質が変わるという感想を持った。

定期接種以外の予防接種について、特に、65歳以下のインフルエンザに関しても、今後デジタル化で情報が残るようにしていくとよいのではないか。

個別予防接種推進指針の対象は将来的に変更していくということがありうるのか。

○ パブコメでいただいた主なご意見 ※パブコメ実施期間：9/6～10/5

「平時における急性呼吸器感染症に関する基本的な感染症対策及び予防接種の推進等による発生の予防・まん延の防止、良質かつ適切な医療の提供、正しい知識の普及等の観点」

変更案 平時における急性呼吸器感染症に関する基本的な感染症対策及び感染症の患者等の人権尊重等による発生の予防・まん延の防止、良質かつ適切な医療の提供、正しい知識の普及等の観点

理由 急性呼吸器感染症のうち個別予防接種推進指針が作られることになっているのはインフルエンザのみであり、急性呼吸器感染症全体のことについて述べている中で「予防接種の推進」はそぐわない。「予防接種の推進」はインフルエンザの項でのみ用いるべきである。また、感染症の患者等（様々な事情によりマスクの着用や予防接種ができない人、感染者の家族、感染者の所属組織、感染者を受け入れた医療機関など）に対する偏見・差別は、患者の受診行動や感染拡大の抑制を妨げる原因となる可能性があり、感染症法でも重視されているように人権尊重は省略せず書き込むべきである。基本的な感染症対策の知識の普及に当たっても、できない人がいることを前提に唯一・絶対の対策と誤認するような表現を避け偏見・差別を生まないような注意を払う必要がある。

いただいた主なご意見（続き）

○ パブコメでいただいた主なご意見 ※パブコメ実施期間：9/6～10/5

指針案（２）発生の防止及びまん延の防止の3一般的な予防方法の普及に記述された「接種対象者が自らの判断で接種を決定するため、正しい知識の普及に努めること」とあるが、新型コロナウイルス感染症パンデミック時にmRNAワクチンに対してこの動きができていなかった点を指摘しておく。今一度、専門家の間でmRNAワクチンモデルが感染症予防に適切なモデルかどうかを吟味いただきたい。

また、（７）各感染症に応じた対応の1インフルエンザ、（ア）予防接種の推進に「予防接種が基本となる予防方法であり、推進していくべき」とあるが、これは大きな間違いである。予防接種はあくまでも感染症対策における手段の一つに過ぎない。提示された抗原が必ず特定の選択圧をかけて感染収束をもたらすわけではないためである。2新型コロナウイルス感染症、「新型コロナウイルス感染症は・・・り患後症状が継続することもある感染症であること等を踏まえ」に関して、そもそも流行性感冒の病態像はどのウイルスであれ罹患後の病態がほぼ一致する。さらに、変異が追いつけないため、何度も再感染してゲノム変異を起こしながら弱毒化していく傾向にある。新型コロナウイルスも例に漏れない。以上の見識の修正を要請したい。

本指針案には反対します。ワクチン接種に重点を置きすぎており、他の感染症対策が十分に記載されていません。急性呼吸器感染症には多様な病原体があり、ワクチンで防げないものも多く存在します。生活習慣改善（睡眠・栄養・運動）、換気や湿度管理、学校・職場での感染症教育、地域医療との連携体制強化など、多面的な対策が必要です。ワクチンに効果や限界があることは既に知られており、単一的手段に依存することはリスクが高いと考えます。過度な消毒をすることでも、体内や体表面の菌バランスが崩れることで、疾患を誘発する可能性も高いです。自然免疫や基礎体力を高める生活習慣の重要性を啓発に盛り込むこと、健康教育・栄養支援・室内空気質改善など、多角的な支援策を指針に追加してください。

（７）各感染症に応じた対応の2新型コロナウイルス感染症

・予防接種が発病や重症化の予防に有効であるため、特に高齢者や一定の基礎疾患を有する者に対しては、接種の意義を周知し、円滑な接種体制を整備することが重要であること。とありますが、新型コロナワクチンはmRNA技術を用いた人類初のワクチンで、接種後に身体への異変も、単に副反応の範疇を超えて、様々な症状が起きています。実際に健康被害救済制度での死亡認定が、この8月末時点で210件、全体では4000件を超える認定がされています。接種の意義を周知だけでなく、打つリスクも、健康被害の事実をもって知らせるべきです。なお、コロナワクチン接種後にコロナに罹患する人がいるので、発病の予防には有効とはいえないのではないのでしょうか。重症化予防についても、もともと健常なら重症化しないウイルスに予防接種は必要ないものと思われる。

（２）発生の防止及びまん延の防止の3一般的な予防方法の普及

・予防接種法上の予防接種の対象となる疾病は、予防接種等の普及、適切な実施が要であること。接種対象者が自らの判断で接種を決定するため、正しい知識の普及に努めること。

予防接種の正しい知識の普及の中には、それまでの接種で起きている健康被害の件数や事例についても周知していただきたい。正しい知識とは、メリットだけを伝えるのではなく、実際に起きていることも伝えるべき。偏った情報では正しい判断が出来ません。

・肺炎予防に関する具体的かつ体系的な記載が不足。詳細な記載が必要。

・特に、新型コロナウイルス感染症および肺炎球菌ワクチン接種の重要性について、現在の予防接種に関する一般的な記載を超えて、肺炎予防の観点から明確に位置づけるべき。特に重症化や死亡率の高い80歳以上の高齢者や免疫不全者等のハイリスク群への接種推奨について具体的に言及すべき。

急性呼吸器感染症（ARI）に関する特定感染症予防指針の概要

○9/3の感染症部会、前回（9/5）の予防接種基本方針部会及びパブコメを踏まえた指針案の概要は以下のとおり。

概 要

第一 原因究明

- ・ 流行のトレンド、未知の感染症も含めた幅広い感染症の速やかな把握、リスク評価を行う
- ・ 将来的なパンデミックに備えたサーベイランス実施
- ・ 国外の発生動向も情報収集

第二 発生の予防及びまん延の防止

- ・ 予防・まん延防止には、ひとりひとりの、手指衛生や咳エチケット等による基本的な感染対策等が有効
- ・ 集団感染の発生防止には、基本的な感染対策のほか、標準予防策及び感染経路別の対策が有効
- ・ 情報発信とリスクコミュニケーション

第三 医療の提供

- ・ 適切な治療方法の決定のため、適切な検査方法の選択・的確な診断を行うとともに、薬剤耐性の発生を防止するための適切な治療薬を選択する
- ・ 平時から、関係機関等の連携を図る

第四 研究開発の推進

- ・ 研究基盤整備のため、関係機関と連携するとともに、民間における研究開発の推進及び支援を行う
- ・ 検体や病原体等の提供を行い、有効かつ安全なワクチン、治療薬及び検査試薬等の開発に向けた研究開発等を強化

第五・第六 国際機関・諸外国・関係機関との連携

- ・ 平時からの国際的な発生動向の把握、研究機関間における共同研究を進める諸外国との連携に努める
- ・ 関係省庁間の連携、保健所・地方衛生研究所等の機能強化による急性呼吸器感染症に関する取組推進
- ・ 早めの感染症対策物資等の供給体制整備

各論：第七 各感染症に応じた対応

- ・ インフルエンザ：予防接種の推進に関する事項を記載
- ・ 新型コロナウイルス感染症：引き続き患者の増加に注視が必要であること、罹患後症状の対策を記載

今後のスケジュールについて

- 急性呼吸器感染症（ARI）に関する特定感染症予防指針については、予防接種基本方針部会にて議論いただいた後、予防接種・ワクチン分科会にて諮問を行い、11月中に公布予定。

